

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	重点支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いの町は、重点支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県いの町長

公表日

令和6年11月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重点支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)及び定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、重点支援給付金及び定額減税補足給付金を給付する。</p> <p>1. 重点支援給付金(新たに非課税・均等割のみ課税世帯)…令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯および住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給する。 ①支給要件を判定の上、給付金を支給する事務 ②令和6年1月2日から基準日までに入転してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付対象者であるか確認する事務 ③住民が国(デジタル庁)に公的受取口座を登録している場合、情報提供NWSによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得する事務 これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報連携ネットワークを使用し情報を取得する。</p> <p>2. 定額減税補足給付金(調整給付)…令和6年度住民税が当町で課税されており、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない方に対し、減税しきれないと見込まれる額を調整の上、定額減税調整給付金として支給を行う。 ①支給要件を判定の上、給付金を支給する事務 ②住民が国(デジタル庁)に公的受取口座を登録している場合、情報提供NWSによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得する事務 これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報連携ネットワークを使用し情報を取得する。</p>
③システムの名称	1. 中間サーバ 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 重点支援給付金システム 4. 定額減税補足給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
重点支援給付金情報ファイル 定額減税補足給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表の第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> <input checked="" type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第1項第8号 ・番号法の第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項、第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いの町役場総務課 〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 電話番号088-893-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	いの町情報セキュリティ基本方針及び対策基準、いの町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に則り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

